

むつ市議会第246回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和2年12月18日（金曜日）午前10時開議

◎監査委員就任挨拶

◎諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第92号 むつ市景観条例
- 第3 議案第93号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第94号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第95号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第96号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第97号 指定管理者の指定について
(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)
- 第8 議案第98号 指定管理者の指定について
(むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第99号 指定管理者の指定について
(脇野沢瀬野牧野外8施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第10 議案第100号 指定管理者の指定について
(地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのもの)
- 第11 議案第101号 指定管理者の指定について
(むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第12 議案第102号 指定管理者の指定について
(むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第13 議案第103号 指定管理者の指定の変更について
(むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのもの)
- 第14 議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について
- 第15 議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 第16 議案第106号 市道路線の認定について
- 第17 議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第18 議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第19 議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第20 議員提出議案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

第21 行政報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛
公営企業 管 理 者	村田	尚	代 監 査 委 員	齊藤	秀人
総務部長	吉田	真	総 務 部 事 長 理 市 公 室 長	千代谷	賀士子
企 画 政 策 長 部	松谷	勇	財 務 部 長	吉田	和久
民 生 部 長	中村	久	福 祉 部 長	須藤	勝広
健 康 推 進 部 長 づ く 部 長	中村	智郎	子 ども も い 長 み ぶ ら い 長 s m i l e s e k o f f i c e に り つ つ こ 長 所	菅原	典子
経 済 部 長	立花	一雄	都 市 整 備 長	中里	敬
川 内 庁 舎 長 所	木下	尚一郎	大 畑 庁 舎 長	伊藤	大治郎
会 管 理 計 者	野藤	賀範	選 挙 管 理 会 長 委 員 局 長 事 務 局	木村	善弘

監事	委員	局長	田中宏司	農委事務	局長	金浜達也
事務	局長	部長	角本力	事務	局長	濱谷重芳
總務	部長	部長	杉澤一徳	局長	局長	福山洋司
政推	課長	課長	一戸義則	課長	課長	加藤昭広
總務	課長	課長	井戸向秀明	課長	課長	畑中佳奈
企政	課長	課長	菊池亘	課長	課長	
工戦	課長	課長		課長	課長	
總務	課長	課長		課長	課長	
總務	課長	課長		課長	課長	
總務	課長	課長		課長	課長	
總務	課長	課長		課長	課長	

事務局職員出席者

事務局長	佐藤孝悦	次長	中野敬三
總括主幹	青山論	主任主査	葛井西信弘
主幹	堂崎亜希子		井田周作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎監査委員就任挨拶

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に就任の挨拶を行います。

12月9日の本会議において同意し、むつ市監査委員に選任されました齊藤秀人氏から就任のご挨拶をお願いいたします。

齊藤秀人氏。

（齊藤秀人代表監査委員登壇）

○代表監査委員（齊藤秀人） おはようございます。本日は、就任の挨拶を申し上げる機会をいただき、誠にありがとうございます。

この4年間のむつ市の進化は、目覚ましいものがあったと感じています。これは、市長と議員の二元代表制が市の発展という目標に向けて力を合わせてきたことが大きな要因と考えております。

また、全国的なコロナ禍において、市民に的確な情報を発信するとともに、厳しい財政状況の中、あらゆる施策、事業を迅速に展開して、市民の命と生活を支えるという自治体の責務に努めていることに敬意を表します。

私は、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また事務の管理、執行について法令に適合し、正確で、経済的、効率的な実施の確保をし、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することが職責だと考えています。微力ではございますが、「笑顔かがやく 希

望のまち むつ」の実現のため、誠心誠意尽くしたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで就任の挨拶を終わります。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、12月7日に開催された議会運営委員会において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書については、本日、議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

次に、12月9日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、本日新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について及び使用済燃料中間貯蔵施設に関する一連の対応について市長から行政報告があります。このうち、使用済燃料中間貯蔵施設に関する一連の対応については、本日の午後に予定されている市長と電気事業連合会との面談の内容も含めて、面談終了後に行政報告を行うこととなりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（大瀧次男） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が過去最多の水準となる状況が続いております。

こうした状況などを踏まえ、むつ市において、12月28日から1月3日までの年末年始の帰省とその往来については、極力控えていただきますようお願いするほか、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた医療体制について、昨日以降、広報むつ号外号の発刊をもって市民の皆様にお知らせすることといたしましたので、ご報告させていただきます。

まず、帰省とその往来を控えていただきたいとする措置については、12月14日、国が新型コロナウイルス感染症患者の発生状況に鑑みた新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を受け、“感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階”、いわゆるステージ3にある地域が増えつつあるとして、「Go Toトラベル」を一時停止するなど方針を大きく転換しております。また、当該分科会では、年末年始の帰省について、「帰省する場合には、3密回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数での会食を控えるなど、高齢者等への感染につながらないように注意すること。そうした対応が難しいと判断される場合は、帰省について慎重に検討すること。特に発熱等の症状がある方などは、帰省を控えること。帰省する場合には、年末年始の休暇を分散して取得するなど、混雑する時期を避けること。」とされておりますことから、むつ市においてもこれを踏まえた対応とさせていただいたところであります。

感染が多数発生し、拡大するなどの事態が起こってから対応するのではなく、何事も起こらないように、あらかじめ対応する必要があると考えております。

むつ市とむつ市の医療のために、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、併せて広報むつ号外号では、今冬の“新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた医療体制”につきまして、青森県から示されました医療機関の受診方法を市民の皆様により丁寧にお伝えいたしたく、年末年始におけるむつ総合病院の対応を含め、お知らせすることとしております。

ご自身を守ることは、隣人を守ることです。体調が優れないときには、遠慮なく「かかりつけ医」に相談していただきたいと存じますし、検査を受けていただきますようお願いいたします。

なお、令和3年成人式についてであります。出席する新成人の皆様全員に、2週間前からの体調管理とPCR検査の実施をお願いしております。PCR検査につきましては、市外在住の方には、帰省直前にPCR検査を受け、陰性を確認した後に帰省していただき、市内在住の方には、式の5日程度前に検査を受けていただき、陰性を確認した後に出席していただくこととなります。

安全に成人式を実施するための方法等につきましては、むつ総合病院からもご指導をいただいております。会場での感染予防対策はもちろんのこと、式の前後において飲食店、理美容店及び貸衣装店の利用が想定されますことから、むつ市感染症対策あんしん飲食店等の事業者の皆様に対しまして、感染予防対策について文書により既に通知しております。さらに、今後、理美容店の皆様には、理美容組合を通じ改めて通知いたします。

このように考え得る全ての感染予防対策を実施して、安全に開催することといたしておりますの

で、地域を挙げて新成人の皆様を祝福していただきたいと存じます。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後とも感染の動向を注視しながら、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。18番 原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 成人式について3点お伺いいたします。

県内でも大分中止する自治体が増えております。今回市長のほうから、安全に地域を挙げて祝福という形の行政報告がありました。既に多分市長の耳にも入っていると思うのですけれども、結構地域の方々、成人式に対して心配している声を多く耳にします。先ほども言ったとおり、そんな中、県内でも中止する自治体が増えているということも踏まえて、むつ市で成人式をやる、成人に対してお祝いしたいという、多分熱い行政側の思いがあるのではないかなと思うのですけれども、開催に当たっての意思というか、その辺、市長の思いをお伺いしたいと思います。

2点目は、今後成人式行う際に、以前の行政報告では、状況を見て中止もあり得ると。ただ、今後中止となると、帰省するチケットとか、その辺来てくれる方の負担がかなり増えてくるのですけれども、国の緊急事態宣言とか、市内にクラスターが発生しない限りは、中止はもう考えないという方向で今後進んでいくのか、中止に対する考え方をひとつお聞かせ願います。

最後に、成人式の受付が既に始まっていると思うのですけれども、現段階での出欠状況及びP C

R検査のキットの送付数とか、把握しているようでありましたらお知らせ願います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

成人式については、安全な形で安心して実施できるということがあくまでも前提であります。やはりむつ市は、18歳を過ぎると市外に出る方々が多いということもありますし、また新成人を祝福する機会、地域を挙げて祝福する機会が成人式だと思っています。

いろんな誤解があるのですが、大体成人式というと、よくテレビで取り上げられるのが、新成人がバイクとかオープンカーに乗って暴れ回って、旗を振って、お酒ラッパ飲みしてみたいなことがイメージされますが、むつ市の成人式、私も5回参加していますが、そういったことは一切ありません。派手な格好をしてくる子たちはもちろんいますけれども、おとなしくというとあれですけれども、静かに厳かな雰囲気の中で毎年行われておりますし、周辺で暴れたりとか、そういうことというのは今までありません。したがって、私はそういう意味では、新成人を信じていますので、今年もそういう雰囲気の中で、やるとなれば行われるだろうということだと思っています。だからこそ、やはり祝福してあげたいというような気持ちになっているということは、まずお伝えしたいと思います。

現状心配する声がたくさんあるということですが、あくまでも帰省の前に、あるいは市内にいる子たちは、今ゼロですから、特に問題ないというふうに思うのですが、あくまでも検査を全数で実施して、陰性が確認された後に戻ってくると。しかも、それは例えば今検査して2週間後とか1か月後に戻ってくるわけではなくて、帰省の直前に検査をしてもらって、陰性であつたら帰ってくるというふうに言っているわけですから、基本的に

はそういう子供たちについては危険はないというふうに思っています。

たくさん言いたいことはあるのですけれども、そのほかでも、今でも普通に皆さん帰省して帰ってきています。でも、ゼロなのです。それは、皆さん一人一人が行動を律しているからなのです。そもそも家族を傷つけないという思いもあるでしょうし、地域を傷つけないという思いもあると。そういう中でやられていることなので、私はそこはやっぱり新成人を信頼して、むつ市の未来をつくっていく子供たちを信頼して、新成人は大人か、新成人を信頼して、今回は開催をしていきたいと、このように考えています。

中止の基準ということですが、私どもとしてはステージ3に相当するような形に青森県内がなった場合には、直ちにこれは中止の判断ということになるかと思いますが、県内がステージ2であっても、むつ市内に感染が蔓延しているような場合には、中止をせざるを得ないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、そうしたステージの管理が今は危機管理をしていく上での基準になっていますので、そこを判断基準にして、ちゅうちょなく中止をします。そのときに、突然中止されても困るというふうに言われるかもしれませんが、それはしょうがないこと、この状況の中ではしょうがないことですので、いろんな意味で、まず諦めてほしいなというふうに思っています。

PCRの検査キット自体は、もう既に送っていますので、その送られたものは新成人の記念品として、いずれ帰省するときに使っていただくとか、そういう形になればいいかなと思っております。

受付している件数とPCR検査キットの送付状況については、教育委員会のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） お答えいたします。

出席者の数とキットの送付状況ということでございますけれども、12月16日現在、おととい現在になりますけれども、出席者は347名、そしてキットの送付については全員の方に内容証明をつけて送付しております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。8番山本留義議員。

○8番（山本留義） ただいま成人式に対する市の考え方をお伺いいたしました。ただ、成人式はそういう形でやるということでありまして、もう11月の頃から、独り暮らしとか、都会のほうに家族がいる人たちから、市長の頑張りで今までないのだけれども、正月には市長がどういう判断するのだろうか、会いたいと、そういう声が市内に結構ありまして、それで残念ながら昨日号外号が出て、自粛の呼びかけ、その中にはみとりとか介護、看護、冠婚葬祭等、緊急の会議とか、そういうことではそれなりのあれはしているのですけれども、お盆にもそういう帰省、会うことができなくて、本当に独り暮らしの人たちはすごくその思いを強くしているのです。残念ながら、また正月にもこういう形で会えないということでありまして、全国的に今年は自殺者が多いという形の中で聞いていますし、そういう人たちがどういう考えでいるのか分かりませんが、やっぱり市民のそれに対する心をケアできるような発信とか、そういうのが私は必要ではないかなと思うのですけれども、市長の考え方をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回の帰省と往來を控えてくださいというお願いは、これはあくまでも12月28日から1月3日までの短期集中の1週間ということで考えています。それ以外の期間についてお願いしているとい

うことでは、まずないというふうに理解してほしいと。ですから、私たちが今一番リスクだと思っているのは、その期間に毎年1万人以上の方々がこのむつ市内に帰省したり、往来したりするということがこのまちにもたらす危険だというふうに判定をしたということにすぎないのです。ですから、例えばお正月できなかったから、1月の後半にとか、あるいは2月にとか、雪が解けたあたりにとかということをお否定しているわけではありません。

さらに言えば、お願いですから、どうしても帰るといふ方について、私どもが何かできるということでもないです。ですから、そういう誤解がないように、家族のみとりだとか、介護だとか、冠婚葬祭ということについては、注意しながら来てください。

さらに言えば、成人式も一緒です。一定の期間行動を管理して、体調を管理して、検査して来るということについても全く否定しているつもりはないと。

それはなぜかといえば、病気そのものの形が夏よりもずっと明らかになってきているからです。ただ、一方で気をつけなければいけないのは、無症状の方がたくさんいるというのがこの病気の特徴の一つだということです。自分だけ大丈夫とか、自分の家族は大丈夫だと思っても、思ってもみないところで感染拡大させるという可能性がこれはありだと。

この期間だけ集中してがっとう帰ってくるのではなくて、分散してもらえれば、私たちの医療体制でも何とかなるかもしれないと。ただ、ここで一気に帰ってきて、家族へ一気に広がって、それで病院にみんな殺到して検査したら、家族間でいっぱいクラスターが発生したと、クラスターとは5人以上ですけれども、家族間でいっぱい感染が拡大しましたなんていう話になったら、これは今あ

る私たちが当たり前のようになってきたことができなくなってしまったということだと私は判断をしています。

ですから、この期間だけということ、会いたいという思いは、もちろん私もよく分かります。私もずっと外、離れていましたから。だけれども、医療やむつ市を守るためということで、どうしてもちょっとお願いを申し上げたいということでご理解いただきたいと思ひますし、発信という意味では、なかなか今の気持ちを全てこの号外号に閉じ込めることはできませんでしたので、ユーチューブなどを通じて今の気持ちは伝えさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 市長の思い、市民を守るという思いは分かりました。

先般の一般質問でも出ましたが、関連ですけれども、今軽症者云々という市長のお話がありました。軽症者の待機施設、それはその後の県との話合いの中で進んでいるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

青森県との間でどういうふうになっているかという進捗状況ということでございますけれども、今週中にむつ市の意見を取りまとめまして、来週中に県のほうに送付したいと考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） この号外号の中にも、相談の流れのイメージという形で入っているのですけれども、次に行く特別委員会にも関連するのだけれども、例えばこのイメージ、これはかかる、なったという前の流れでありまして、今部長の説明聞

くと、まだむつ市にはそういうのではないと。そうすれば、この前の答弁では青森市、弘前市、八戸市の3市にしかそういう施設がないということになれば、もしそうなった場合は、そこに移送なり、されるのですけれども、その辺のことを分かっているのであれば説明をお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

かかった場合に、仮にむつ総合病院以外のところに入院、あるいは軽症者待機施設に行くということはどうなっているのですかというふうな話を保健所の方に伺うと、自分で行ってくれみたいな話をしているのです。私は、それは大変無責任だと思いますので、それはやはり保健所の責任でしっかりと患者さんになった方を運んでいただきたいと思ひますし、そうしたことについてはむつ市としても地域の医療、健康を守る立場から、しっかりとフォローしていきたいと、このように考えていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。16番 富岡幸夫議員。

○16番（富岡幸夫） 先ほど成人式の質疑をお聞きしまして、やはりそれなりの思いを持って成人式をやりたいという市側と、一生に一度しかない子供たちといいますか、成人を迎えた方々が来られると、その思いというのは非常に共通しているのだろうと思ひます。しかし、昨今このように記録づくめの感染者になり、県内でも八戸市など成人式を延期する、または中止することも考えなければならぬと、こういう状況であります。

そこで、成人式に臨むという、臨まれる体制を取る、臨むという方々は、この情報を得てしっかりと対処して、PCR検査を受けてきちっと来ると。それでも、どこで感染してくるか分からないという、来てからもその可能性はあるわけです。それは、誰でもどこでも同じ話ですが、成人式に

関わらない市民の方々、やはりここまで来て市長が成人式やるのかというように思いに立っておられる方もいるのです。市長の英断というのを認めて、評価している方もいますけれども、なったときには、ということを見ると、非常に不安視している市民もいるということで、さらに成人式の在り方について、徹底していると言っても、対象者はいいとしても、そのほかの方々にも、これだけやっても感染者が出たと、起因することになったとすれば、これは言い訳はできるのかも分かりませんが、なかなかそういうふうな人様というのは都合よく取ってもらえないことがいっぱいありますので、徹底した周知の仕方をしていかなければならぬと。この辺は、教育委員会のほうといひますか、さらにこれからもまだまだ検討して、周知させるというふうなことも必要ではないかというふうには思ひますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 健康づくり推進部長。

○健康づくり推進部長（中村智郎） お答えいたします。

この新型コロナウイルス感染症対策に対する私どもの周知ということでございますけれども、まず成人式に関しましては、1月16日に新成人の受入れということで協力依頼を差し上げていたところですので。そしてまた、今年中に改めまして新成人の方が訪れるであろう理美容業の方々に対しましても、具体的な国の方針を基に周知の文書をお送りすることとしておりますほか、飲食店のほうにも最近マスクをしないとか、弘前市でもあったように、気の緩みとかというふうなわけではないのですけれども、そういった部分を引き締めるという観点から、改めまして周知徹底の文書を送付することとしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） 経済的に波及するところは結構大きいと思います。理美容業の方々についても、その辺のまだ中止になったらというふうな思いとか、キャンセルになるとかというふうな不安の中で日々過ごしておられるだろうと思います。

何もなく進んで成人式が行われたというふうなことになるれば、それはそれで結構だと思いますが、やはり若者には勢いがある、成人式の後、夜、これはかなりまちに繰り出すというようなことが出てくるかと思えます。そこによる3密という言葉は、そこにはもう及びもつかないほどになるのではないかなというふうに思いますが、それらのことも併せて、ぜひ周知をお願いしたい。そうすると、一般の方々も、何もなければ、ああ、よかった、市長の決断はよかったなというふうなことになるというふうに思いますので、ぜひその方向で検討をなさっていただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私自身は、本当に率直な思いとして、どうやったらできるのだろうかということをずっと考えていて、最初は今年はできないだろうなという話でずっと思っていました。ただ、PCR検査そのものが全国的に当たり前のようにできるようになってきたと、残念ながら青森県はそうではないですが、東京のほうに送ればすぐ我々もできると。東京というか、特に大都市の近郊にいる人たちは、比較的普通に受けられるようになってきたという状況の変化があると。

もう一つは、夏に帰省を自粛しているというときと今の違いというのは、そもそも病気の中身というのがよく分かってきていますし、それからある意味どうすれば感染を拡大させずにいろんなことができるかということも分かってきたと。そういう中で、成人式というのはもちろん新成人のお

祝いという要素もありますが、市内の経済、正月の経済というのは、いろんなことの経済の前提になっている、景気経済の前提になっているということだと思っていました。なので、自信を持って今のやり方でいけば感染が発生せず、拡大せずにできるというふうに理解をしています。

ただ、今日皆さんのお話を聞いていると、かなり不安に思っている人たちがいる、自分自身もちろん耳に入っていますけれども。ただ、こうやってやるのだよというふうなことをしっかり説明すると、ああ、そうかとみんな言ってくれてはいるので、しっかり説明することが大事なのかなというふうには思うのですが、ただあまりにも不安が大きくなったりとかということがあるようなことがあれば、それにはやはりしっかり向き合わなければいけないというふうにも、もちろんそれは常に思っています。

大事なことは、私はもうずっとそういう立場で言っていますけれども、命とか健康と経済をてんびんにかけることなんていうのはあり得ないのです。命とか健康というのが大事なのです、これはまず前提で。そこにやっぱり経済があって、経済が疲弊すると、命や健康に関わるというのはもちろんそのとおりですけれども、むつ市では明確に優先順位をつけてこの対策をしてきましたので、そこは絶対に私自身の考えとしてぶれずにやってきているというふうには理解してください。

やはり新成人の夜の対応ということについても、これは病院のほうからも、さすがにちょっと飲み会を大人数でやるのは駄目だろうという話はしていただいていますので、そういったことは会場等でもしっかりと周知をしていきたいと考えてございます。

繰り返しになりますが、今の時点では開催をするということを申し上げておりますけれども、今後の状況次第ではちゅうちょなく中止という判断

もあり得るということをご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第19 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第92号 むつ市景観条例から、日程第19 議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算までの18件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第94号、議案第97号、議案第104号及び議案第105号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（6番 佐賀英生議員登壇）

○6番（佐賀英生） 総務教育常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第94号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例につ

いてありますが、理事者側から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用する部分等について、所要の条文整理をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第97号 指定管理者の指定についてありますが、理事者側から、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものであり、市の指定管理者選定委員会における検討の結果、特定非営利活動法人シェルフォレスト川内が選定され、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、また、指定事業の見直しにより指定管理料が減額となっているが、自主事業として計画されているものがあること、これまでのノウハウを活かした指定管理事業が期待される場所であるとの説明がありました。

これに対し委員から、利用料金収入の少ないことに対する所見について質疑があり、理事者側から、教育活動に資するといった当該施設の設置目的がある中で、参加しやすい料金設定としているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、指定管理者の公募に応ずる者が1者しかいないこと、また、長年同じ団体が管理し続けることに対する所見について質疑があり、理事者側から、多数の応募者がある場合、その中から事業を効果的に実施できる団体を選定することも可能であると考えているが、当地域の中で管理運営が可能な団体はそれほど多くはなく、やむを得ないものと捉えており、長年同じ団体が管理し続けることについては、これまで蓄積されたノウハウが今後活かされるものと捉えているとの答弁がありました。

次に、議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行

政事務組合理約の変更に関する協議についてであります。理事者側から、下北地域広域行政事務組合から下北文化会館の移譲を受けるため、同組合で共同処理する事務を変更し、組合理約を変更することについて協議するものであるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてであります。理事者側から、下北地域広域行政事務組合で共同処理する事務の変更に伴い、下北文化会館に係る財産の処分について協議するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、当該施設の市への譲渡に関して予想される日程及び手続等について質疑があり、理事者側から、関係町村において、12月定例会での規約変更に係る議案が可決された場合、令和3年1月に下北地域広域行政事務組合が青森県に対し、規約変更の許可を申請し、2月には規約変更の許可がなされる予定である。その後、下北地域広域行政事務組合の3月定例会において関係条例を廃止し、市においては関係条例を制定し、4月1日から市の施設として管理運営を行う予定としているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、4月1日以降の運営方法及び名称についての質疑があり、理事者側から、現在の指定管理者及び下北地域広域行政事務組合と協議し、令和3年度までとなっている指定管理期間が経過するまでは、引き続き現在の指定管理者にお願いしたいと考えているが、移管に伴い、改めて市が指定管理者として指定する必要があるため、3月定例会において関係条例等のご審議をいただきたいと考えている。また、下北文化会館という名称については、設置から35年使用され広く認知されているところであり、変わらず使用し

たいとの考えはあるが、設置についての条例が3月定例会に提出予定であることから、その際に改めて名称についてご審議いただきたいと考えているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これにて総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第92号、議案第96号、議案第99号、議案第100号から議案第102号まで及び議案第106号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（4番 東 健而議員登壇）

○4番（東 健而） おはようございます。

産業建設常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第92号 むつ市景観条例についてであります。理事者側から、下北ジオパークの再認定審査、全国夜景サミット・全国名月サミットの開催を契機に、市独自の景観計画を策定し、市民の皆様と共に良好な景観の形成を推進するまちづくりに取り組んでいくためのものであるとの説明がございましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第96号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、道路法施行令の一部改正に準じ、市

の道路占用料の額を改定するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第99号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、脇野沢地区3牧野、脇野沢地区3畜舎、むつ市わきのさわ鯛島の館、むつ市脇野沢体験農園及びむつ市脇野沢リフレッシュセンター鱒の里の管理を行う指定管理者に、一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社を指定するためのもので、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理料の積算方法についての質疑があり、理事者側から、施設を牧野及び畜舎、鯛島の館及び体験農園、リフレッシュセンター鱒の里の3つの区分で積算したものを合算して指定管理料を決定しているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、牧野の利用状況と今後の見通しについての質疑があり、理事者側から、牧野は使われていないが、畜舎には現在短角牛が入っており、今後利用されることも考えられるため、使用できるよう管理をしているとの答弁がありました。

また別の委員から、指定期間を3年間ではなく、5年間とした理由を問う質疑があり、理事者側から、平成18年度から同じ指定管理者が継続して指定されており、計画性をもって管理していくという観点から5年間としたものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、体験農園の利用状況についての質疑があり、理事者側から、利用者がいない状況であるが、指定管理者側で今後の方針を考えていくこととしているとの答弁がありました。

次に、議案第100号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、地方卸売市場大

畑町魚市場の管理を行う指定管理者に、大畑町漁業協同組合を指定するためのもので、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第101号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ来さまい館、むつ下北観光物産館及びむつ市イベント広場の管理を行う指定管理者に、むつ商工会議所を指定するためのもので、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第102号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市奥葉研修景公園及びむつ市営葉研温泉露天風呂の管理を行う指定管理者に、大信産業有限会社を指定するためのもので、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第106号 市道路線の認定についてであります。理事者側から、整備が完了した市有道路である旭町9号線、文京町18号線及び文京町19号線の3路線を認定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回市道認定に付した経緯についての質疑があり、理事者側から、旭町9号線については、昭和57年に公営企業局が用地造成事業において寄附を受け整備した道路が、市道認定されていなかったため、今回認定することとしたものであり、文京町18号線及び文京町19号線については、昭和61年に寄附を受け生活道路に供していたものを今回舗装整備後に認定することとしたとの答弁がありました。

また別の委員から、旭町9号線の民有地の寄附

の状況と認定までの経緯についてさらに質疑があり、理事者側から、昭和57年当時に公営企業局が行っていた用地造成事業において寄附を受け、その際に舗装や側溝整備がなされたものであるが、付近の所有者からの指摘により、当該道路が市道認定されておらず、また一部排水路の接続が民有地を通過していたことが判明したため、民有地の方のご理解をいただいた上で一部寄附を受け、認定に至ったものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、公営企業局が寄附を受けて整備された道路を認定するというケースは今後もあり得るのか、との質疑があり、理事者側から、用地造成事業会計は廃止されているが、今回の事例のように以前に整備された場所については、市の責任で対処していく、との答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第93号、議案第95号、議案第98号、議案第103号及び議案第111号から議案第113号までについて、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） 民生福祉常任委員会に付託されました議案7件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月9日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第93号 むつ市国民健康保険税条

例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第95号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、社会福祉法の一部改正に準じ、本委員会の所掌事務に地域福祉計画の評価等を追加するほか、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、評価等に係る調査方法について質疑があり、理事者側から、本計画における各分野の事業の実施状況について調査するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第98号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市心身障害者ふれあいの家の管理を行う指定管理者に、一般社団法人りあんを指定するためのもので、指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理料に計上されている主な費用は何かとの質疑があり、理事者側から、人件費が主たる経費であるとの答弁がありました。

また別の委員から、選定理由の中の「密を避ける新しい生活様式を取り入れる工夫が見られる」との記載について詳細を問う質疑があり、理事者側から、予約制により人数把握をするものであるとの答弁がありました。

次に、議案第103号 指定管理者の指定の変更についてであります。理事者側から、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を、令和4年3月31日まで1年間延長するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理者の指定期間を変更した理由についての質疑があり、理事者側から、隣接するむつ市総合アリーナとむつ市ウェルネスパークを一体にした指定管理者制度の導入にあたっては、むつ市総合アリーナの年間を通じた維持管理費の把握が必要であるほか、指定期間の開始を合わせるため、指定期間を1年間延長するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方に対して国民健康保険税を減免することに伴い、歳入において、国民健康保険税を減額し、同額を国からの補助見込額として国庫補助金に計上するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。理事者側から、青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正による後期高齢者医療保険料の変更等に伴う1,282万円の増額補正であり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、6億741万9,000円となるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、後期高齢者医療保険料に対する影響について質疑があり、理事者側から、青森県後期高齢者医療広域連合において保険料が改正され、所得割率で7.41%から8.3%、均等割額で4万514円から4万4,400円に変更されているとの答弁がありました。

次に、議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、介護保険制度の改正による介護保険事務処理システムの改修等に伴う751万8,000円の増額補正であり、これにより補正後の歳入歳出予算

総額は、67億5,382万4,000円となるものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、歳入の介護保険保険者努力支援交付金の内容と制度の継続性について質疑があり、理事者側から、当該交付金は今年度新たに設けられたもので、市の行う地域支援事業の取組状況に応じ点数化され交付されるものである。今般の補正は国から補助金額の内示を受けたことによるものであり、制度は継続される見込みであるとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（大瀧次男） ここで、東健而議員より発言の申出がありますので、これを許可します。東健而議員。

○4番（東 健而） 訂正いたします。

先ほど議案第106号の報告の中で、「昭和59年当時」と申し上げましたが、正しくは「昭和57年当時」でありますので、訂正させていただきます。

○議長（大瀧次男） これで東健而議員の発言を終わります。

ただいまの東健而議員からの発言の訂正につきましては、議長において許可し、会議録を訂正い

たしますので、ご了承願います。

○議長（大瀧次男） これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました18議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第92号

○議長（大瀧次男） まず、議案第92号 むつ市景観条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第93号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第93号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第94号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第94号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第95号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第95号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第96号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第96号 むつ市道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第97号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第97号 指定管理者の指定について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第98号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第98号 指定管理者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市中心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第99号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第99号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢瀬野牧野外8施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第100号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第100号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第101号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第101号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第102号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第102号 指定管理者の指定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第103号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第103号 指定管理者の指定の変更について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第104号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第105号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第106号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第106号 市道路線の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第111号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第111号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第112号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第112号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第113号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第113号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第20 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第5号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第20 議員提出議案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 会議規則第14条の規定に基づき、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案について提案をいたします。

加齢性難聴とは、加齢によって起こる難聴で、年齢以外に特別な原因がないものであります。音の振動を電気信号に変換する蝸牛細胞の中にある有毛細胞が年齢を重ねることによって徐々に壊れ、音が聞こえなくなる病気です。一般的には、50歳頃から始まり、65歳を迎えると急に増加すると言われております。小さい音や高い音から聞こえにくくなる病気です。70歳以上の高齢者の半数は、加齢性の難聴者と推定されております。

日本補聴器工業会の調査では、9割近い方が補聴器の使用で生活の質が改善したと答えております。さらに、難聴を放置しておくと、認知機能が低下することが分かっております。

しかし、補聴器は非常に精密な医療機器であり、片耳で3万円から20万円、両耳だとその倍の費用がかかるため、年金生活での購入には大きな負担になります。私の周りにも加齢性難聴の方が何人もいらっしゃいます。

意見書の採択は全国でも広がっており、私が把握しているところでは、現在全国では145議会で採択されており、青森県では15議会、下北では大間町、佐井村で採択されております。

そこで、以下意見書案の本文を読み上げて提案理由といたします。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制

度の創設を求める意見書案。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となる。また、最近ではうつや認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減って、脳機能が低下することでうつや認知症につながるのではないかと考えられている。日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国で40%台なのに日本は10%台と低く、日本での補聴器の普及が求められている。

しかし、日本において補聴器の価格は片耳当たり平均15万円であり、保険適用ではないため全額自費となる。身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担、中等度以下の場合には購入後に医療費控除が受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入していることから、特に低所得の高齢者に対する配慮が求められる。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、6県105市町村で高齢者の補聴器購入に対し補助を行う自治体が年々拡大している。

補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、うつや認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって、国におかれては、加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議員提出議案第5号については、この後質疑、討論、採決を行います。ここで議案熟考及び議事整理のため、午後零時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 零時10分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議員提出議案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。15番佐藤広政議員。

○15番（佐藤広政） それでは、3点ほど質疑をさせていただきます。

1つ目は、難聴児者は先天性、後天性、加齢性とあります。難聴者の方には、障害者補助制度、高額医療制度、低所得者補助制度等の制度がありますが、この制度の積極的活用ではなく、加齢性難聴者になぜ特定して制度を創設なのでしょうか。

2つ目、加齢性難聴によるコミュニケーションが減って脳機能が低下するという根拠、また補聴器を使用することによっての鬱や認知症を予防できるという医学的根拠はあるのでしょうか。

そして、3つ目、医療費の抑制につながると意見書の中にはありますが、補助制度の創設による増額分と医療費の抑制分はどのように試算されておりますでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） お答えします。

加齢性難聴に特定して補助制度を創設する理由についてのお尋ねですけれども、確かに幾つかの補助制度があります。今回加齢性難聴者に対して特定したというのは、自治体によっては全ての難

聴者に対して補助をするという対策というか、支援をしているところが全国にはあるし、そういう意見書が議会で採択されているところもあるのですが、今回特に高齢者の加齢性難聴については、今までの制度でカバーできる範囲が非常に狭いのです。多くの高齢者の方が加齢による難聴で困っているということで、加齢性難聴に特定したということが1つです。

もう一つですが、医療的根拠についてです。これは、私は医者ではないし、あとこういふふうに言われているということしか答えられないのですが、人間というのは社会的な動物なので、やはり外に出て人と関わったり、生活の場を様々なところであると。そして、家庭の中でもコミュニケーションを取ることが脳にとって非常に大事なことだということは、もう人間の誕生以来、そういうふうな仕組みに脳がなっているわけです。ですから、それを刺激することによって、鬱や認知症の予防につながるというふうに言われています。こうですという結論は、医学的にもまだありません。

もう一つですが、医療費抑制と補助制度創設での予算の試算は、ということですが、これについては、抑制については難聴が進むこと、これに関して重くなって医療を受けると、ますます医療費がかかる、長くかかるわけですから。あとはそれに伴う様々な、今触れられていましたけれども、鬱とか認知症とかというほかの疾病も併発するということが言われていますので、そういう意味では医療費の抑制につながるのではないかというふうに考えています。総額については、国全体のことですので、私はここでは明確には申し上げられません。

もう一つですが、補助制度創設での予算試算というのは、これも国にその制度をお願いすることなので、国の制度の持ち方によって様々出

てくると思います。対象になる人数も違いますし、その補助の方法も様々出てくると思います。全国の自治体では、交付をしているところもあります。補助をするということもありますから、私のところではちょっと総額の予算というのははっきり申し上げられないというのが今の現状です。

○議長（大瀧次男） これでは佐藤広政議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。15番佐藤広政議員。

（15番 佐藤広政議員登壇）

○15番（佐藤広政） 議員提出議案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書案について、自民クラブとして反対の討論を行わせていただきます。

加齢性難聴は、高齢になってきてから発症するものとは限らず、個人差が大きく、実は二十歳代から始まっているとも言われ、幅広い年代に及ぶ深刻な問題であり、総合的支援が必要な障害であります。

また、国は国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、難聴が認知症の危険因子である可

能性が指摘されていることから、聴覚障害の補正、補聴器による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が進められており、令和2年度中に研究の取りまとめが行われる見込みになっております。現時点では、難聴と認知機能低下との詳しい因果関係が明らかになっておりません。

また、補聴器によって聴力を補うことが鬱や認知症の予防に効果があるかについては研究中であり、有用性のエビデンスも確立されていないことから、科学的根拠が十分に蓄積されておりません。

補聴器の使用が鬱や認知症の予防に効果があることが実証されれば、使用に当たっての問題点を踏まえ、必要な支援策は検討していくべきだと思います。

また、高齢者にとって、補聴器は想像していたより扱いにくく、役に立たないものとなり、せっかく購入しても使わなくなってしまうことが多々あり、装用感と期待とのギャップを生じ、その落胆のために補聴器を装用し始めてすぐに使用を諦めてしまう方も多いとされておりまして、4つの問題点があると考えます。

1つ目、難聴児者については、先天性、後天性、加齢性などの特性に基づき、総合的な支援であるべきである。

2つ目、国においては、現在研究中であり、有効性を示す科学的、医学的エビデンスも蓄積されておらず、難聴が鬱や認知症の因果関係になっているとは限らず、補聴器によって予防に効果があるのか明らかになっていない。

3つ目、現実的に補聴器を使用し続けることは難しいという大きな問題があることも指摘されています。補聴器を購入して、使用している実態を捉える必要があるのではないかと考えます。

4つ目、こうした状況を踏まえますと、今は国の動向を注意しつつ、まずは市内の補聴器利用者の実態解明、また補聴器利用による難聴改善の検

証などを検討していくべきと考えます。

以上の4つの問題点を解決した上で慎重に取り組むべきであり、安易な補助制度の創設は次世代への負担となりかねないのではないかと考えます。

よって、今回の意見書には反対であります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議員提出議案第5号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者4人、起立しない者17人）

○議長（大瀧次男） 起立少数であります。よって、議員提出議案第5号は否決されました。

◎会議時間の延長

○議長（大瀧次男） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ここで、この後行政報告に係る市長の面談対応のため暫時休憩いたします。

午後 零時23分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第21 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 使用済燃料中間貯蔵施設をめぐる一連の報道を受け、今日に至るまでの経緯及びむつ市の今後の対応について、ご報告いたします。

12月10日の朝、「大手電力会社でつくる電気事業連合会が当市の使用済燃料中間貯蔵施設について、原子力発電所を持つ各社で共同利用する案を検討している」との一部報道がありました。

この報道を受けて、12月10日以降、報道各社から取材があり、2年前の関西電力株式会社に係る一連の報道の際にも申し上げておりますが、立地地域であるむつ市の理解を得ることなく、一部事業者等の意向によって、国策である中間貯蔵事業が歪められ変貌していくということは決してあってはならないこと、また、報道によって地域が散々振り回され、その都度、市民の皆様には不安が広がるというようなことが繰り返されており、残念に感じていると述べさせていただきました。

市といたしましては、この報道に際して、リサイクル燃料貯蔵株式会社に確認をさせていただきましたが、「そのようなことは聞いていない」、また、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課にも確認をさせていただきましたが、「国としては、事業者内の検討と理解しており、まだ話を聞いていない現状では、国の認識を聞かれても判断する材料がない」とのことであり、その際、17日の電気事業連合会からの報告を踏まえてお伝えしたいとのお話がありました。

また、国としての共同利用の検討について確認したところ、本年7月の使用済燃料対策推進協議会において、梶山弘志経済産業大臣から電気事業連合会に対し、「使用済燃料対策推進計画の実現に向けて、具体的な取組を一層強化するとともに、事業者共通の課題であることを認識し、業界全体で連携・協力して課題の解決に取り組むこと」を

要請しており、電気事業連合会内で検討している中の一つと捉えているとのことでありました。

その後12月11日と14日に、電気事業連合会より18日に面会させていただきたい旨、ご連絡がありましたが、中間貯蔵施設の共同利用の検討に関する報道への言及はなく、内容についても説明がなかったことから、お断りをさせていただきました。

17日になり、梶山経済産業大臣と電気事業連合会の池辺和弘会長との会談が行われ、その中で電気事業連合会として、中間貯蔵施設の共同利用の検討に着手したいと考えており、青森県とむつ市に説明したいとの報告がありました。梶山経済産業大臣からは、「使用済燃料対策における事業者連携の取組として、むつ中間貯蔵施設の共同利用という形で新たな選択肢を検討することは、核燃料サイクル政策を推進する上で大きな意義がある」「第5次エネルギー基本計画においても、中間貯蔵施設の活用を含む使用済燃料の貯蔵能力の拡大は、対応の柔軟性を高め、中長期的なエネルギー安全保障に資するものとして位置付けられており、事業者間の一層の連携を図りつつ、国も積極的に関与し、官民を挙げて取り組むこととして」「その上で、本件については新たな提案であり、まずは地元の青森県やむつ市に対して丁寧に説明し、ご理解をいただくことが重要」「地元を訪問し、状況を説明したい意向とのことだが、国としても地元の理解が得られるよう主体的に取り組んでいく考え」との発言がありました。

会談後、梶山経済産業大臣から直接私に対し、18日に国としての考えをお伝えしたいとの電話が、また、電気事業連合会からも、改めて中間貯蔵施設の共同利用の検討に着手したいとしたことについて、ご説明させていただきたいとの電話がありました。この連絡を受け、大瀧むつ市議会議長にその内容をお伝えし、相談させていただきましたが、大瀧議長からは、「梶山経済産業大臣が

らの要請でもあり、まずは直接会ってお話を聞き、自分の考えを伝えたほうが良い」とのお話をいただきました。私としても、公開の場で、しっかりと考えを伝える必要があると判断し、本日午後2時より、梶山経済産業大臣の命を受けた資源エネルギー庁の小澤典明首席エネルギー・地域政策統括調整官及び電気事業連合会の清水成信副会長と面会することといたしました。

面会では、清水副会長からは、「使用済燃料対策の拡充を図る目的で、業界全体の連携・協力として、リサイクル燃料貯蔵株式会社が建設を進めているむつ中間貯蔵施設の共同利用の検討に着手したいと考えている」、「現時点で共同利用を確定するものではなく、今後、地元理解を得る努力をしながら、共同利用化を進めていきたいと考えている」とのご説明があり、その後、小澤首席エネルギー・地域政策統括調整官からは、共同利用の検討に着手することは、「国として、核燃料サイクルを確立し、原子力の利用を巡るバックエンドの課題を解決する上で大きな意義があると評価しているが、新たな提案であり、まずは地元の青森県やむつ市に対して丁寧に説明し、ご理解をいただくことが重要と考えており、国としても地元の理解が得られるよう主体的に取り組んでいく」とのお話を受けております。

私からは、まず地域の懸念として、中間貯蔵施設が核のごみ捨て場のように扱われることや、なし崩し的に、中間貯蔵施設が最終処分場になってしまうのではないかということをお話した上で、現時点では、共同利用ありきの議論はできないと明確に伝え、懸案事項について、国からしっかりと回答を求めたところですので、ご理解を賜りたいと存じます。

改めまして、今回の一連の報道により、市民の皆様には本事業に対する不安感や事業者に対する不信感を抱いた方もいらっしゃるかと存じますが、

市といたしましては、長年にわたり築き上げてきた地域との信頼関係が損なわれることのないよう、今後も毅然とした態度で取り組んでまいりますので、市民の皆様及び議員各位におかれましては、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。6番佐賀英生議員。

○6番（佐賀英生） 今市長からのお話を伺いました。まず、私の感想としては、勝手なお話だと、そういうふうを感じるわけですが、かいつまんで3点ほど、多分これたくさんの方が質疑すると思いますので、あまり時間も取らせたくありません。ばんばんと行きたいと思いますが、まず報告以外にどんなやり取りがあったのか、もしお話しできるのであったら、具体的にお聞かせ願いたいと思います。また、やり取りの中で市長の感じたことを率直にお伺いしたいと思います。

2点目としまして、国が説明、また同行した理由をどのように考えておるか。そして、国策の位置づけが変わったという整理なのか、それもまた併せて市長にお伺いします。

3点目といたしましては、また今後他の電力会社等から面会の申入れがあったときに、市長はどのような対応を取っていくのかということ。

以上、3点についてまずはお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

報告外のやり取りということになりますと、私の懸案事項としてお伝えをさせていただいたのが、報告にありましたまず1点目が核のごみ捨て場のように取り扱うということはないだろうと、それから最終処分場になるかのような扱いを受けることはないだろうということは報告させていただきました。

それ以外に、むつ市というのは原子力船むつや、

それからむつ製鉄という中で、国策に翻弄され続けた地域であるので、国策の変更ということについては、これは私たち自身、市民の皆様がある意味背負ってきた、そういう歴史があるので、そこにはしっかりと説明が必要であるというお話をさせていただいて、さらには一方的にいろんなことが決められるかのようなことはあってはならないと。地方自治体というのは、自分たちの未来は自分たちで決めるのだというようなお話をさせていただきました。

今日のやり取りの感想という部分ですけども、やはり一方的だったなというふうな感想を持っております。私はその場で申し上げたのですが、霞が関とか大手町で決まったことを我々の地域に押しつけないでくれというお話は明確にさせていただいております。1点目はそういう感じでよろしいでしょうか。

2点目なのですが、国が来た理由ということでいきますと、そもそも私どもは電事連さんとはお付き合いがありません。ですから、どんな理由であっても、会う必要性というのは、これはないわけです。ところが、大臣からのお願いで、国が来ますと言われれば、それは逆にどういった案件かを聞かざるを得ないというふうなことだというふうに認識しています。それを今日は明確にそういうふうにお断りさせていただきましたけれども、ですが聞かざるを得ないという立場になるということだと思っています。

今後面会の申入れがあった場合ということですが、現時点では電事連から面会の申入れがあったとしても、私たちには受ける理由がありませんので、それについては特に考えてございません。ただ、国との関係でいきますと、これはその他の話もたくさんありますので、その他の話の中でさせていただきますということが来るかもしれませんが、我々としては今明確に共用化ありきの議論

はできませんというふうにさせていただいてますので、そうしたことを踏まえて先方のほうで考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） ありがとうございます。答弁いただきました。

まず、そのとおり、市長の言うとおりの率直な意見をお聞かせいただいたのですが、今日のところはその程度というふうなお話なのですが、今朝ほどの東奥日報に載っていましたが、早い話、2年ぐらい前から観測気球は上がっていたわけですね、言い方はちょっと失礼かもしれませんが。もう完全にいつのタイミングを、私の勝手な思いかもしれませんが、感じていたのではないかと、それを察したのではないかと。いつ行こうかと。そして、今日の東奥日報の記事からいきますと、今回の狙いは関西電力の救済策であると。

また、とある新聞のほうからいきますと、これもまた面白い、ちょっと初めて見たのですが、要は福井県のお話なのですが、知事の要求は候補地の提示であると、決定ではなくてもいいのだと。結果的に、むつ市が受け入れるかどうかは問うていないと。そしてまた、今日、多分この記事からいきますと、18日に美浜町議会は同意をする意向であると。さもさもう完全にこの18日にターゲットを当ててきているようなあんばいです。そこら辺が私はあまり面白くないわけです。

そういうことからいって、さっきも市長がおっしゃいましたとおり、なし崩しにいろいろ来るのではないかと。そういう部分が、ちょっと私は失礼だと思います。

そして、当然そういうものが来るとしたら、年次を区切ってでもいいですから、50年という気の遠くなるような話でなくて、最終処分場を電事連

が経済産業省に持って行って、一緒に探しましょうと、それぐらいのテークを持ってこなくてはいけないと思うのですが、そこら辺のあんばいについては、市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 電事連がどうするかという話については、私自身はほとんど関心がありません。確かにいろんな要素があるのですが、結果的に他の地域のいろんな判断を私たちに押しつけているということになっているかのように見えるということ自体がやっぱりそれはおかしいことだというふうに思います。ですから、すごく佐賀議員のおっしゃっていることは正論だなというふうに感じてございます。

○議長（大瀧次男） 6番。

○6番（佐賀英生） これから可否についても、住民ですとか、いろんな方のお話を聞きながら、いろいろ熟慮していかなくてはいけないと思うのですが、これだけは市長にまず言っておきたいというのは、電事連とかの行動は、もう話はある程度みんな出ていたわけです。朝御飯の論理と同じで、朝御飯食べたか、食べていませんと。どうしましたか、パン食べたと同じ。

それで一番頭にくる話が、よく使われた言葉なのですけれども、丁寧に説明していくと。今までのテレビ見て、丁寧に説明された思いは一つもありません。改ざんや、言葉を変えていくのはいっぱいありますけれども、そこら辺をきちっとした態度と皆さんの意見を聞きながら、一番最初に考えること、根っこは市民のためです。そして、地域住民がこれが一番の利益を得なくてはいけないわけですから、その点について最後に市長から気持ちをお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私は全くそのとおりと理解しておりますので、しっかりと今のお話を受け

止めて、今後、少なくとも今共用ありきの議論はできませんと言っている状況ですので、対応するという事ではないですが、お話は受け止めさせていただきますと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。13番白井二郎議員。

○13番（白井二郎） ただいま市長より報告を受けました。私は、2000年のときの数少ない議員の一人でございます。中間貯蔵は2000年11月にむつ市が東京電力に対し、立地可能性調査を依頼したわけでございます。2011年3月の東日本大震災の後、新規制基準の適合性審査などを受け、2020年11月に原子力規制委員会が審査書を決定、安全審査に合格したわけであります。むつ市、むつ市議会として使用済燃料税条例を可決し、安全協定など今後締結を進めていかなければならないこの時期に、突然に電気事業連合会より各原子力発電所にプールされている使用済燃料をR F Sさんに搬入したいとの報道がなされたわけでございます。むつ市議会としては、東京電力、日本原子力発電2社のみでの搬入で誘致したわけでございます。

そこで、むつ市、むつ市議会が誘致していない事業者がR F Sさんに搬入することがあり得るのかあり得ないのか、市長の考え方をお聞きしたいと。

もう一点でございます。本日報道におきまして、梶山弘志経済産業大臣は、電事連の会長とお会いいたしまして、核燃料サイクル政策を推進する上でも大きな意義があると答えています。また、この事業を積極的に進めてほしいという発言もされております。その一連の発言について、市長はどのように感じておりますでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、誘致していない事業者の使用済燃料が運

び込まれることがあるのかという論点については、これはあり得ません。それはなぜかといえば、立地協定を結んでいる事業者しか私たちのところに使用済燃料を搬入できないからです。したがって、東京電力さんと、それから日本原子力発電さんのみの使用済燃料しか運び込まれることは、少なくとも現時点ではないというふうに理解してください。

それから、大臣の意義があるというようなご発言についての見解ということですが、これは国側の考えであって、私どもとして意義があるかどうかとは全く別な話であるというふうに考えてございますので、そのように理解していただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 13番。

○13番（白井二郎） 市長の答弁は分かりました。

ということは、我々が誘致しない事業者は搬入はできないということによろしいのでしょうか、重ねてお聞きします。

今関西電力のほうで、先ほど佐賀議員も言いましたが、はっきりと関西電力さんのほうから連絡等もないわけでございます。それを我々むつ市議会がいろいろ悩み、地域発展のために東京電力、また日本電子力発電さんのほうといろいろお話しして誘致を決定したわけでございます。それをないがしろにしているということと私は思っているわけでございます。

そしてまた、ここで市長は今後とも当然毅然とした態度を取ると思っています。できるものはできる、できないものはできないと、私もその姿勢を今後とも貫いてほしいと。やっぱり地域発展なくして市民の安心はございません。それを両輪にして、この問題を考えてほしいと思います。

相手は大変大きいところで、日本の経済を引っ張っている10電力でございますので、でもそれに負けないように我々は考えております。その辺の

ところを踏まえて、もう一度お願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 相手も大きいというようなご指摘もありましたが、私が担っている重責、5万7,000人の過去、現在、未来ということのほう大きいというふうに私は思っています。したがって、これからもしっかりとした対応をしていきたいというふうに思いますし、市議会の決定なくして市が前に進むことはありません。これは、その誘致、立地のときも常に市議会の中で議論を重ねて、そして現在に至るという経緯からも明らかであります。したがって、ありとあらゆる場面で皆さんとご協力をしながら、この問題は、今とはいうよりは、共用化ありきでは議論しませんというふうになっていますので、そうすけれども、ありとあらゆる問題について皆さんと意見を時に闘わせながら協力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。7番 齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 私からは、佐賀議員への市長の答弁と、あとは白井議員への市長の答弁を聞いて、ちょっと思ったことがありましたので、少し市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

どういうことかということ、まず最初、先ほど私たちは自分たちの未来を自分たちで決めることができるという話をしました。国と地方の関係で、国から地方に対して上から目線で物を言うというふうな関係について、憲法上といいますか、法的にそういう強引なやり方、報告の中ではお願いというふうなことだったように思いますが、国と地方の関係、市長、どういうふうに考えているのか。

そして、今回は国と電事連ということで、国を団体と言えるのかどうか分かりませんが、2団体からの要請ということで、その結果、我々むつ市、むつ市議会、さらにはむつ市民がどういう判断を

これからしていかなければならないのか。さらに、その要請に応えるためには、我々はどういう行動をしていかなければならないのか。さらには、決定するに当たってのプロセス、私たちはどういふふうなプロセスでこれからこの話を受け入れるというよりも、進めていかなければならないのか、現時点ではあまりよく分かりません。市長は、この一連の流れについて、どういふふうに考えているのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、国と地方との関係ということでいけば、我々地方公共団体は、憲法上団体自治と、それから住民自治ということが明確に認められています。住民自治というのは、自分たちのことは自分たちで決めるということですし、団体自治というのは国とも独立した組織としてこれを運営するというようなことになっています。したがって、どちらかから一方的なことが何か地域の人に与える影響が特に大きいことについて行われるということはあってはならないことだということが憲法上も言えますし、これは実質的にもそういうことだと思っています。したがって、私自身は今回のある意味一方的なお話については、そのように今日来られた電事連の方と国の方にはお伝えをさせていただいているところであります。

今回のこの件の進めるプロセスですが、正直申し上げて今の時点で共用化の議論、共用化ありきの議論はできませんというふうに申し上げておりますので、この時点で考えることではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） もう一点だけお願いします。

新税のときもそうでしたが、青森県がなかなか表に出てこない。国、県、むつ市という関係から

考えると、やっぱり真ん中に入っている青森県の姿が全然見えなくて、このたびも県に説明しに行ったというふうな報告は今受けましたが、もう少し、安全協定もそうなのですけれども、必ず県が入りますから、県とむつ市とのやり取りを、今回どんなことに、始まりは12月10日あたりからこの話が急に出てきていましたので、それ以降県がどんな動きをしてむつ市に対してどういふ接し方をしていたのか、もしありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今回の件ですけれども、1週間前からの案件ですが、私自身の思いとしては、基本的には会うつもりはなかったということの中でおりましたが、大臣からはお話がありましたので、国の方が来られるということなので、会いました。その先からの調整ということですが、事務的に何時にどういふことでのやり取りはあったようですが、その中身について県と調整したということは、この件についてはございません。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） これは市長に聞くことではないかもしれませんが、県の姿が、繰り返しますけれども、新税のときもそうですし、このたびのこともそうですし、蚊帳の外で勝手にやってくださいみたいな雰囲気を感じるのは自分だけかもしれませんが、こんな国のエネルギー政策の根幹に関わるような大事な話が、むつ市の親代わりである青森県が一切何も行動しない、姿も見せない、助言もしない、こんなことであっていいのかというふうに私は思っています。

そこで、市側から青森県に対して、この事例について、逆にどういふ対応をしたらいいのかとか、どんな考えで待ちの姿勢をすればいいのかというふうなことを問合せしたのか。先ほどは、県から

は何もないということでありましたが、むつ市側から県に対してどんな動きをしていたのか、最後にお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 事実から先に申し上げますと、私どものほうからも問合せはしておりません。常にそうなのですが、先ほども国と地方の関係というのもそうですし、地方同士の関係、県と市町村との関係であっても、これはやっぱりそれぞれ自立した存在だと思っています。ですから、まず私たちの判断をどうするかということが大事で、そこは常にむつ市は強く打ち出しているというふうに理解をしていますので、その前提で県がどう動くかということは考えていかなければいけないと思います。

今回は、知事のほうで聞き置くというような発言があったようなのですけれども、少し私は意味がよく分からないので、この内容についてはしっかりと事務方を通じて問合せをさせていただきたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。18番 原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 重複した質疑になろうかと思いますが、私からも質疑させていただきます。

2年前に関西電力の使用済燃料を搬入したいという報道があった際は、市長はきっぱり断りました。そして、国も否定しました。報道だけが先行して、この事実を誰も認めないというか、認識していないという、一見すると少し異様かなと思うような事態だったと思います。

しかし、今回は本日の面会に経産省の職員の方も同行して、案を持ってきたということは、かなり国が積極的に関与しているという動きが見てとれます。

このむつ市、市長も何度も言われていますけれども、国策が変わるたびに翻弄されてきている、

まさにまたそういった事態に陥っているわけですが、このことに関してまず市長がどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

前回の件もそのとおりで、今回の件も原田議員おっしゃるとおりだと思うのですが、幾ら国が積極的に関与するといっても、この使用済燃料の中間貯蔵施設についての決定権というか、それはあくまでも市と県と事業者なわけです。ですから、こうしたいのだと、これは政策的な意味があるのだと言っても、私たちの理解がなければ、1ミリも進まないわけですから、そういうことを今日は私のほうからお話をさせていただいたということだと思っています。

なので、今のお尋ねに答えるとすると、国の関与ということについては、それはやっぱりさすがに私たちのほうでしっかりとした考えを持っていければ、それは限界もあるだろうということだというふうに理解してください。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 4者協定結んだ中で粛々と進んでいくわけですが、今回電事連と経産省の方が訪問し、面会してきたという経緯があります。先ほどの質疑もありました。今後面会を求められたらというお話だったのでのですけれども、電事連というのは事業者でもなければ、どちらかという組合というか、そういった形に近い、形態に近い団体だと思っています。実際に搬入元、事業者が何社かありますけれども、今後協議していく上で、顔の見えない相手というか、実際の搬入元でない相手と協議するのは、電事連さんと引き続き協議していくのか、それともやっぱり実際の搬入元である顔が見える事業者と直接面会していくのが私は筋ではないかなとは思っていますけれども、市長自身はその辺に対して、今回電事連さんが来たの

ですけれども、今後どのような進め方が望ましいというふうに考えているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何となく今日のこの場の雰囲気が進めるという方向の雰囲気になっているのですが、決してそうではないということをおまづ理解いただきたいのと、今原田議員がおっしゃったことの懸念というのもすごくよく分かります。今日の時点で、共用化ありきで議論しませんと申し上げていますので、それに終始するわけですが、一言申し上げさせていただければ、協定の締結主体に電事連はなり得ませんから。ですから、そういうことをご理解をいただきたいと私は思っています。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） 最後に1点だけ、多分皆さんが気になっているところではないかなと思うのですけれども、これまでのお答え聞きますと、完全に現時点では協定上搬入もできなければ、搬入するという考えもないというような答えだったと思います。共用化という論点、これを現時点では完全に否定しているのですけれども、ここではっきりさせておきたいのですけれども、将来的にわたってその論点を完全に否定するかどうか、また将来的には検討する余地があるかどうか、市長の考えを最後にお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

少なくとも現時点では共用化ありきの議論はできないというふうに明確にさせていただきますので、将来にわたってそれがどうかということまでは、今論じるべきことではないと私は理解しています。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。19番 佐々木隆徳議員。

○19番（佐々木隆徳） 今回のこうした動きがある

ことによって、もともとR F S社の事業の進捗が遅れるのではないかと、そういった懸念をいたします。これが始まらないことには、新税も含めて市の財政計画も進まなくなるものと思っておりますが、今回の動きによって事業の進捗にどのような影響があるのかと、現時点での市長の考えをお尋ねします。

もう一点ですけれども、今回の件について、R F Sや東京電力の考え方を聞いているのか。多分ここ1週間の状況の中では、聞いていないものと思えますけれども、今後2者から聞くつもりはあるのか、その点について伺います。

また、今回本来であれば東京電力等が来て説明するなり、またそういった形が筋だと思えますけれども、中部電力の副社長が話をしに来るというふうな、あり得ないことだと私は思いますが、その点についても市長はどのようにお考えか伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、1点目のR F S社の事業の進捗への影響ということですが、私自身は共用化は全然議論しませんと申し上げているので、そういうところに影響がないようにしていただきたいというふうには思っています。

R F S社と東京電力に本件について確認したかという論点ですが、R F S社に確認したところ、そこはまだ聞いていないというお話で、東京電力については、これは確認は取っていないと。当然電事連の中ですから、知らないわけがないと私は思っています。

3点目の東京電力が話すのが筋ではないかということについては、私自身もそのとおりでありますし、検討の過程の中で私どもに一報話があってもよかったというふうには理解をしてございます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 今回の動きによって、これまでむつ市とR F S社、中間貯蔵施設ですけれども、順調に行けば、安全対策工事やって1年、もしくは1年半以内にある程度稼働するというふうな流れがあって、粛々と事業が進められるのではないかと思っていたところであり、当然今の財政の計画もそこら辺に照準を当て、我々の新税の特別委員会などでもそのような形で進めてきました。今回のような動きによって、地域住民の不安をあおるような、何かしら今まで波風が立たないようなところに波風が立つというふうな形で、事業の進捗がちょっとすれば中座、もしくは例えば1年のものが2年、3年というふうな事業の延び、進捗が遅れるようなことを懸念しますが、そこら辺について、市長、どのようにお考えか伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まさに佐々木隆徳議員がおっしゃっているような懸念も私はあると思いますので、本当に繰り返しこの中間貯蔵施設についてはもう延期、延期されていて、いつになったらできるのだろうと。昨日、今日お会いするというので、ちゃんとむつ市の歴史も振り返ろうと思って新聞記事を見始めたら、やっぱりもう20年前からやっているわけです、これ。立地可能性調査。まだできていないということをお考えたときに、こういう新しい要素が、というよりは、そういうことを電事連と国が考え始めているということが影響するということは、これはちょっと避けてほしいなというふうに私自身も考えております。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（佐々木隆徳） 最後に、新税の協議に与える影響、これからのR F S社との協議になりますけれども、その影響を市長はどのように考えているのか伺います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 本日の特別委員会でも少し報告をさせていただこうと思っているのですが、基本的にはR F S社との関係での協議ということですので、今回の件が新税の協議に影響するということはないと、現時点ではないというふうに理解をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。20番 浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） これまでの議員各位の質疑と重なる部分もあろうかと思いますが、それぞれの思いということでご了承願います。改めてお尋ねいたします。

まず、2018年に関西電力がR F S社に出資し、共同利用することで最終調整に入っているという報道以降、五月雨式に一連の報道等による情報操作が行われてきた節があります。関連するいずれの企業、機関等に確認しても、そのようなことは聞いていない、まだ話を聞いていない、承知していないと、確認したが、そういう事実はないとの回答であったということでもあります。

ここに来てはっきりしているのは、誰かがうそを言っていたか、全員で口裏を合わせ、うそをついていたということでもあります。当事者の現地自治体の頭越しになし崩しに既成事実化し、そして今市長に面会を求めてきたことは強要に等しく、ごり押しですね、強要に等しく、あまりにも事業者サイドの独善であり、これらの行為は看過できるものではありません。改めて電事連に対し、説明を求めるものでありますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） もう本当に電事連にその話ししてほしいなと今思って聞いていましたけれども、先ほど私行政報告以外のやり取りを佐賀議員から聞かれまして、そこで1つ抜けていた点があります。

私は、今日来た方々にこういう話したのです。確かに全国で使用済燃料の対策というのがこれ困っているというのはよく分かります。それは、原発を再稼働すればそうなるだろうというのは分かります。だけれども、それを何でむつ市に集めるという話になるのだと。そこに論理的な必然性というのは、多分ほとんどなくて、施設があるからだというだけにすぎないと。普通に考えれば、全国で発生している使用済燃料の負担は、全国各地ですべきであって、それが何でここに集まってこなければいけないという話はさせていただいたのです。

ですから、そういうことをもう向こうは私の言葉として考えていただいているというふうに思いますし、いずれにしても、少なくとも今日の時点で共用化ありきの議論はできませんと申し上げておりますので、浅利議員が今おっしゃっていただいたことは私の思いであるというふうにお伝えしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 今市長が言われたようなこと、もっともなことなのですからけれども、本来この問題は福井県と関西電力の問題であります。美浜原発3号及び……

（「断言するな」の声あり）

○議長（大瀧次男） どうぞ。

○20番（浅利竹二郎） まず、繰り返しますと、福井県と関西電力の問題なのです、突き詰めれば。美浜原発3号機及び高浜原発1、2号機の再稼働の条件として、中間貯蔵施設の県外候補地を2020年、今年もうこの正月までに示すことを求められていると。要するに、福井県から出ていけと言われていているわけです。その行き先を決めない限り、稼働させないということと言われていているわけです。だから、関西電力と電事連としてはせっぱ詰まった状況であると、そういうことで来たと思

うのですけれども、しかしながら繰り返しますけれども、この問題はあくまでも関西電力と電事連と事業者の都合によるもので、むつ市がこれまでに使用済燃料中間貯蔵施設誘致に至った先人たちの並々ならぬ努力が安易に企業のご都合主義で軽んじられることに対しては、簡単に妥協できないのです。市長はどのように思いますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先人たちと言えば、杉山市長の時代から、宮下順一郎市長の時代から含めてこの誘致、立地の活動であったと思います。

今浅利議員からご指摘いただいた点は、私今日こういうような形で伝えています。やはり青森県とかむつ市というのは、核のごみ捨て場ではないと。それは何を意味しているかという、要らないと言っている使用済燃料の受入先ではないのです。では、私たちは何なのかといたら、これは東京電力さんと日本原子力発電さんのその先に燃料にする使用済燃料を、つまり資源となる使用済燃料を一時的に預かる場所だと、そういう説明を受けて、そういう理解をRFS社が市民の皆様への活動の中でして、この20年間やっとなら積み上げてそこまで来たということなのです。ところが、その論理やロジックや実績にそういうことが崩れるようなことがあれば、むつ市がただのごみ捨て場になると。そんなことがあってはならないのです。だから、私はそのことを強く、今日来ていただいたお二人にはお伝えしています。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） もっともなことでもありますので、最後にまず仮に共同使用を認めるとしまして、県、むつ市、東京電力及び日本原子力発電と締結している4者協定がありますね、この取扱いはどうするのか。

また、先ほど来、皆さんが言っていることなの

ですけれども、むつ市が進めている新税の取扱いはどうなるのか等々、問題は多岐にわたっているわけです。協定書にしましても、当時の市民感情等を取り入れた貯蔵期間の設定、品質保証体制の構築等をうたっております。市長は、今後この問題がどういう展開になろうとも、市民に対する説明責任があります。このことに対して、市長はどう思いますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） そういうふうになったときには、そういう説明責任があるというのはそのとおりですが、今日はお引き取りくださいという形でお帰りいただいていますので、現時点でその責任が発生しているということではないと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 私は、重複しますので、1点だけお聞きします。

今回の背景についてです。関西電力は、青森市にも事務所を設けて、そして幾度となく報道されてきましたけれども、それは今起きている問題が怒るのは当然だと思いますけれども、その背景として国策の行き詰まりということをどのように認識しているのでしょうか。原子力エネルギーについての将来の見通し、明るいものと考えているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ぜひ御党の国会議員を通じて梶山大臣にご質問いただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、絞ります。今の起きている様々な問題、もんじゅがもう廃炉になってしまいましたけれども、プルサーマルに今転換しようとしています、なかなかプルサーマルに

取り組む原発も増えていません。今の行き詰まりということについて、今回の問題が起きているのではないか。国が先頭に立ってむつ市くんだりまで来ているのではないか、そのような思いがいたしますが、市長、どうでしょうか。この行き詰まりについて感じたことはないでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今日の私の先方への発言の中で、全体の話はさておき、中間貯蔵施設が最終処分場になるようなことがあってはならないという話をさせていただく中で、その懸念の一つにやっぱりプルサーマルの話があって、今私たちのこの話と同時に、プルサーマルの2030年、12基という話が出てきました。ですから、そういうところと、共用化の話ではないですよ、私たちのもともとの中間貯蔵の話もしっかり整合性が取れるのかどうかということは今日伺っていますので、国にはしっかりとした回答をしていただきたいと、私もそのように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 2005年に4者で立地協定結んだときは、第2再処理工場にむつ市の中間貯蔵施設の使用済み核燃料を運ぶという、そういうふうな説明の下で4者協定が結ばれたと思うのです。しかし、その第2再処理工場は影も形もなくなってきました。もう本当に私たちはこの搬出先についての不安をたくさん持って、永久貯蔵になるのではないかと、そのような不安は全く消えていなくて、ますます大きくなっています。そして、福島事故で市民の考え方も変わって、市長は朝日新聞に住民説明会を開くと、そのようなことも言っていましたけれども、このような行き詰まりの中で、市民の意見を聞くという、そういう考え方はないのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 共用化とか、そういう話になっていないわけです、今の時点で。それはそれで、今のままのおりでやっていこうというふうな形に今日は収まっているわけですから、そういう中である日突然皆さんご意見どうですかと市民の方にお伺いしても、それはどういう意味があるのかということ、私はちょっと理解がまだできないと。ご意見ある人というのは、確実にいますけれども、だけれどもそこに何の意味があるのかというのは、私は見いだせない。

繰り返しになりますが、本日も含めて、私がこの中間貯蔵について最終処分場になるような、最終処分場というか最終処分地、永久貯蔵になるようなことがないようにということは繰り返し申し上げます。

今日はっきり申し上げたのは、再処理工場の竣工というか、操業開始ということもまだなっていませんということが不安の一つですよということは、皆さんの前では申し上げさせていただいています。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。8番山本留義議員。

○8番（山本留義） 今7名の方ですか、質疑して、それなりの話は伺ったのですけれども、まずこの説明する順番のプロセスが全然なっていない。当事者はどこなのですか、市長。むつ市ですよ。

今日午前中に、国、電事連で知事のほうに、県のほうに面会したということでありまして、時事通信社のを見ますと、初めて面会した話からすれば、知事の発言がこの大きな問題に対してあまりにも軽いというか、そういう文章です。そうなれば、私は市長にも、もしかすればそういう話があったのではないかというような思いもするし、私はある人から知事のほう、県のほうに説明がされているよというような話も聞いていました。そう

いうことから想定すれば、知事の発言、本当に私のもうちょっと怒ってほしいなという思いでありました。

それで、プロセスと私言いましたけれども、国、電事連からそういう話に来る前に、やっぱりRFS社が何かの形でむつ市とそういう話合いがあって当然だと私は思っているのです。その辺、私の今の発言に対して、何かありましたら発言してください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 電事連さんのプロセスと知事の発言について、私が何かお叱りを受けているような感じがあるのですが……質疑は何でしたか。

（「市長は今初めてという話だけれども、事前に……」の声あり）

○市長（宮下宗一郎） お尋ねは、RFS社から事前になかったのかということですが、まずRFS社からは事前にはございません。国からもございません。もちろん県からもございません。電事連からもございません。

以上です。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 市長は、それなりに国に申ししてきたのだが、電事連とは会わないよと。国から来たから、様々な施策の中で会わざるを得ないという発言をしましたがけれども、私は本当に怒っています。たまたま先人たちがと、私も先人の一人ですが、平成7年に当選して、平成9年からそういううわさが出た事例ですから、そのときから携わっていて。

それで、市長がリサイクル燃料貯蔵施設に関わるプロジェクトチームをつくりました。その中で、3月に私ども条例を決めまして、それからずっと話合いをしてきたのです。ところが、さっき8月

28日の私どもの特別委員会で双方が全然すり合わせができないことであって、今まで全然会わなくて、その後の10月30日にはいろいろ税については前向きに検討して、安全協定前までは決めます、そう一転したのです。私は、その裏にはこのような動きがあったのではないかと思うのです。何か月もプロジェクトチームの担当に様々な交渉をさせて、裏ではそのようなことを私はしていると思うのです。今になって、市長は私の話したことをどう思いますか。どう思いますかということは、事前にそういう話を進めているのではないかと、市長はその辺をどう思っているのですか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） もしそのようなことがあれば、重大な背信行為であると考えてございます。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 何か市長の発言、もうちょっと強い発言する……なかなか。自分のブレーンが何回もかかって、もう恐らく市長に怒られながらも向こうと折衝してきたと私は思っているのです。そういうことからすれば、もうこの問題については一から、市長、議会も含めて、本当に議会とか市民に理解ができるような話がない限りは、あまり会わないでください。私は怒り心頭ですから。そういうことで。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 会うか会わないかということとはともかく、新税のほうのそういう議論を振り返ってみると、よくよく考えるとすごく都合がいいなというふうには思います、確かに。そのタイミングがどうこうではなくて。つまりいきなりこうして共用化の話みたいな話がどんと出てきて、東京電力を含む事業者の連合が、今度はみんなで使わせてくださいと言うと。一方で、税のときには、何かよく分からない論点をたくさん並べて、別に私は部下としっかりやり取りしてただけで

すけれども、何度も何度も、何と言うのですか、なかなか難しい論点を突きつけられて、はね返されると。

（「それを考えたらもうちょっと、
ばちっと」の声あり）

○市長（宮下宗一郎） ですから、そういうことを考えていくと、この事業は一体何なのだろうというふうに思わざるを得ないです。お願いされるときだけやってください、やってくださいという話をされて、いざ私たちがお願いするとできませんと。ということ、やっぱり考えざるを得ないということでご理解いただけますでしょうか。というか、私も今のお話を聞いて、そのように思うようになりました。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。16番 富岡幸夫議員。

○16番（富岡幸夫） いろいろお話を聞いてきました。今日は、国から、電事連からということをお願いをされたという面接で、一応はお聞きしますということで、ここまでどうぞということの回答で当然だと思っておりますし、そういう報告を私どもも受けて、これ以上は、次の場面がないとなかなか前には進まないというような状況であります。

ただ、やはり今回の話は、今までの話があったように、もう結論ありきといいますか、話が決まってここへ来たのです。元はと言えば、関西電力の処理のために、行き場がなくなった救済策だと言われてもやむを得ない話です。それを関西電力でなしに、電事連という、これもまた得体の知れないほど日本のエネルギーを全て担っている組織が国をお願いをして、そして我々の一番小さい末端のまちに何とかできないかというような話で持ってきていると。青森県を通してということでもありますけれども、先ほどから青森県は何もやってくれないと。ずっとそうです。今までもそう

でしたよね。要は、地元が受け入れるか受け入れないか決まらないうと、青森県は何にもできないのですよね。

そうだとすれば、これまでの東電と日本原子力発電との協定なるものの意義というのは、全く軽んじられていると。4者のこの協定というのは、電事連は何だと思って来ているのか、国は何をお手伝いしているのだと、こういう怒りを持たなければ駄目だ。

これまで立地から、市長は先ほど20年かかったと。そして、その20年の間に、私たちは将来のこの地域の幸せのために新税というものをいろいろ県と協議しながらやってきたのです。それでも県は県の既得権があって、我々の主張を認めようとしない。我々の幸せは我々でつかむという、先ほどの市長のその思いというのは、もっともっと広めていかなければならないし、重く感じてもらうなければならないのです。

こういうことを電気事業連合会、自分たちが困ったからといって、その救済、何とかするのは今はむつだと、ここしかない。これを市長は受け入れたくない、会う気もないと。当然ですよ。賛成する市長でも、断らなければ駄目です、これは。

やはり我々は、私たちは、市民の、または下北半島の全住民のためにいろいろなことを考えて、この国策、言わば原子力半島だと全国の人から言われて、これを何とかここにいる人たちの幸せのために頑張りたいというような思いで、代が替わってこういう結果を出してきているのです。電事連の方々、社員です。社員は、役員が替われば役員が替わったで、過去のことを継承していきますけれども、守るのは組織です。会社です。そのために行っているのです。我々の地域は、私たちはそれぞれ小さい子供からお年寄りまで全ての人を守るという思いで、将来を幸せにしたいと、こういう思いでやっているのです。そういう思いをも

っともっと来る前に感じてもらいたいと、私はそう思っています。

そこで、これからの話は続くと思いますので、向こうはどういうスケジュールで来ると想定するのか、市長はどういうふうに想定しているのか、またはそれに市長が向かうスケジュール感をどのように感じてお持ちなのか、一つお答えを願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 本当に今のお話は、昨日聞いて今日話したかったなというふうに思います。

私も全く同じ思いで、今日こういう話をさせていただきました。清水さんという方が電事連から来られたのですけれども、青森から車で来られたということだったので、国道279号を通過してみようかというお話をし、彼は長野の田舎の生まれだから、似ているなとか言ってくれました。

でも、私が申し上げたのは、この国道279号を初めて通る人のほとんど多くの人たちは、本当にこの先まちはあるのだろうかというふうに思うと。恐らくそれは、JR大湊線に乗って初めて来る人たちも思う感想だと私は思っています。ただ、その先には私たち自身がいて、その先には5万7,000人の人生があって、下北で言うと7万人の人生があって、それぞれ東京で暮らすのと同じように生活をしていると。それは、水準がとか、そういう意味ではなくて。ですから、私たちは皆さんの霞が関や大手町で一方的に決定したことをただ単に受け入れるということにはならないと、そういうお話もさせていただきました。

それがどの程度彼らにとって響いたかということは、よく分かりませんが、まさに今富岡幸夫議員が言っていたことと同じような内容のかなというふうに理解をしています。

今後のスケジュールというお話でしたけれど

も、私どもとしては一切想定しておりません。もう今日の時点でそのような形でお話を、共用化ありきの議論はできないというお話をさせていただいておりますので、それを前提にこれから先方のほうで考えることだと理解をしてございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（富岡幸夫） 電事連という全国の国民の方々に電気を提供している会社の集合体であります。沖縄電力を除いて、原子力発電を持っている9社が、今までは東京電力と日本原子力発電、この2社でもって私どもは会社の事情も推察しながら、過去の経緯をはかって協定を締結したと。これからは、そういうふうなことにはならないのですね。ならないと私は確信をしているのですが、そういう意味合いで、やはり電事連がこのむつ市に話しに来たということの重みというのは、電事連の事業体の方々はどう考えていらっしゃるかわかりませんが、我々はそのように、言わば東北電力がここで発電して、東北の方々に送っているというような意味合いとは全く違ってくるのです。そういう認識を持って、これからは対応しなければならぬというふうなことを踏まえて、私は前向きとは言いませんけれども、それらのことを踏まえてやってくれるということがあれば、これは一歩先に進める話なのかなというふうに私は考えますが、将来的なことを私の思いだけで進めるということにはなりませんので、電事連が来たというふうなことについての感想を、市長、もう一度お願いしたいと。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 電事連が来たということの感想でいけば、だからどうしたということだと私は思っています。それは、もう繰り返しになりますが、私たちの未来は私たちには決められないのです。ですから、そういう意味では、本当にこの、今回提案された課題、課題と向こうが思っ

ていることについて、まずはやっぱり私が今日申し上げた様々なことをしっかり向こうは検討するということだと思っています。もうそのことに尽きる。

将来にわたってどうするかというふうに先ほどもお尋ねありましたが、現時点でそれは私たちが考えることではないのです、多分。私たちが考えなければいけないのは、RFS社が安全に操業ができるかということと、その時点で、というか、操業している時点で搬出先が明確になっていることや、そういった論点をしっかり詰めていくこと。そこもなしに、突然全国から来るみたいな話は、これはどう考えても受け入れられないというふうに理解をしたほうが良いというふうに私は考えてございます。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了し、議事は全て終了いたしました。

以上で、むつ市議会第246回定例会を閉会いたします。

午後 4時43分 閉会